

狭山市広報さやま等有料広告掲載の取扱いに関する要領

平成25年11月 1日 決裁

1 趣旨

この要領は、狭山市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、広報さやま及び狭山市公式ホームページへの有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

2 掲載者への連絡

印刷物等を所管する所属の長（以下「所管所属長」という。）は、印刷物等が次の状態となったときは、直ちに掲載者に連絡しなければならない。

ア 広告が掲載不能となったとき。

イ 広告の掲載が業務に著しく支障をきたす状態となったとき。

ウ その他広告が適切でなくなったとき。

3 掲載料金の納付

（1）広告の掲載料金は、指定した期間内（通知後14日以内）に納付する。ただし、掲載者の経理時期に対応するためその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（2）市の都合により、申込みを超える期間に掲載があったときは、この期間に係る掲載料金は徴収しない。

4 掲載場所等

広告の掲載場所、規格、掲載料金、募集枠数及び募集期間等については、別表第1及び別表第2に定めるところによる。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日以後に掲載される有料広告について適用する。

別表第1（広報さやま）

掲載場所	情報ページ ※掲載位置は市が決定する。
規格	タテ50mm × ヨコ60mm
掲載料金	1回 25,000円／1枠
募集枠数	6枠 ※2枠連続まで掲載可。
掲載期間	1広報紙単位で連続6月まで。ただし、連続の場合、年度を越えることができない。
募集期間	毎年1月中旬から下旬に翌年度の募集を行う。当年度3月に掲載がある企業等から4月以降継続掲載の申込みがあった場合は、当年度から連続して6か月を越えないことを条件に、掲載を優先するものとする。その他は、要綱の規定に基づく。
色数	単色のみ（市の指定色とする）
原稿等の提出等	申込みは、掲載希望号の発行日の40日前までとし、原稿の提出は、広告主が作成した完全原稿を3週間前までに提出すること。提出方法は、所管の指示による。
その他	公式ホームページなどに掲載するPDF形式のファイルには、広告部分は含めない。

別表第2（狭山市公式ホームページ）

掲載場所	狭山市公式ホームページのトップページ ※掲載位置は市が決定する。
規格	タテ50ピクセル×ヨコ150ピクセル GIF形式 4KB 以下
デザイン	デザイン、色彩は市のイメージを損なわないこととし、GIF アニメなど動きのあるものは不可。事前に所管との協議が必要。
掲載料金	月額 20,000円／1枠
募集枠数	枠数に限りなし。
掲載期間	1月単位で最長12月まで。ただし、当該年度月を含むこと。 掲載の切替えは、毎月1日の午前10時までに行う。
募集期間	随時募集を行う。その他は、要綱の規定に基づく。
素材の提出等	申込みは掲載する月の1日の1月前まで。バナーは広告主が作成し、2週間前までに提出する。提出方法は、所管の指示による。
リンク	広告主のサイトへリンクする。 リンク先の内容に、要綱で定めた基準に抵触する表現や広告があった場合は、掲載を終了することができる。その場合は返金しない。
サイトの停止など	何らかの事情でサイトの閲覧ができなくなる場合は、予定を通知するとともに、障害等で停止を余儀なくされた場合にも、可能な限り速やかに連絡する（復旧時も同様）。いずれの場合も、月間の停止時間が24時間を超えた場合に、1,000円還付する（以降24時間単位で同様）。